

# ファイル共有ソフトを使っていたら著作権を侵害した!?

プロバイダ事業者から個人情報の開示について同意を尋ねる通知がきた。内容は、自分が

**ファイル共有ソフト**を用いて**業者が制作した動画**を**不特定多数に閲覧可能な状態**にして**著作権を侵害**

したというもの。すでに自分のIPアドレスは特定されている。無料の動画サイトをいくつか見た記憶はあるが、ファイル共有ソフトのことは知らない。(60歳代)

著作権侵害!!



©Kurosaki Gen

## ひとこと助言

映像などの利用は  
正規サイトから!



見守るくん

- ファイル共有ソフトをインストールし、ソフトを通じてインターネット上で映像等のコンテンツをダウンロードすると、同時にアップロードもされて不特定多数のソフトユーザーに共有されることがあります。著作権者等に許可なく動画や音楽などのデータをやり取りしてしまうと、著作権侵害にあたるおそれがあります。正規の配信サイトを利用しましょう。
- 自分には心当たりがないにもかかわらず、事例のように発信者情報開示に係る通知等が届いた場合、家族や同居人などにも確認しましょう。パソコン等の端末を共有している他の人がファイル共有ソフトを使っている可能性もあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。